（別紙：医療機関用）

自主検査結果（エックス線装置）

|  |  |
| --- | --- |
| 自主検査実施日 | 年　　月　　日（　　） |
| 医療機関名 |  |
| 検査実施者 | （所属）  （役職・氏名） |
| エックス線装置 | （製造業者名）  （型式・型番）  （使用場所） |

　検査対象となるエックス線装置が，医療法の許可等に係る内容と相違なく，かつ，必要な基準を満たし，実際に使用可能な状態にあることを確認した。

　検査実施項目及び検査結果

エックス線装置（エックス線診療室の構造設備の変更なしの場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当条項 | 検査実施項目 | | 結果 |
| 規則24の2 | 許可された製造者名・型式・（定格出力）のエックス線装置である | | □ 適□ 否 |
| 規則１の14  規則30の14 | 許可された使用場所（医療法上の許可された室名）に備え付けてある | | □ 適□ 否 |
| 規則30の4  規則30の14 | 許可された図面の位置（壁や入口からの距離等）に備え付けてある | | □ 適□ 否 |
| 規則30の4 | 操作室は使用場所に設けられていない | | □ 適□ 否 |
|  | 「否」の場合の理由　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 規則30の4 | 出入口の目に付きやすい場所にエックス線診療室（撮影室の名称）である旨の標識がある | | □ 適□ 否 |
| 規則30の16 | 出入口の目に付きやすい場所に「管理区域」の標識がある | | □ 適□ 否 |
| 規則30の16 | 管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置（施錠が可，立入を制限する注意事項等の表示あり）は講じられている | | □ 適□ 否 |
| 規則30の13 | 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示が従事者用（操作室側）と患者用（出入口）がある | | □ 適□ 否 |
| 規則30の20 | 出入口に「使用中」の表示があり，装置の電源を入れるとランプが付く | | □ 適□ 否 |
| 規則30の18 | 放射線診療従事者の放射線防護措置（防護エプロン等の設置）がとられている | | □ 適□ 否 |
| 規則30の4 | 天井，床及び周囲の画壁は，その外側における実効線量が１週間につき１ｍSv以下に遮へいされている。 | | □ 適□ 否 |
| 規則30の14  通知188号第二（四）１ | 使用場所にもう一つのエックス線管球がある場合は、二重曝射しない措置（切り替えスイッチ等の設置）が講じられている | | □ 適□ 否  □ 該当なし |

移動型・携帯型（ポータブル）エックス線装置の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当条項 | 検査実施項目 | 可否 |
| 規則１の14  規則30の14  通知188号  第二（四）１ | 装置の保管場所は施錠できる | □ 可□ 否  □ 該当なし |
| 装置のキースイッチ等は適切に管理されている |

医療機器の安全管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当条項 | 検査実施項目 | 可否 |
| 法律６、１０  規則１の１１  通知（医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について） | 当該装置を取り扱う従業者に医療機器の安全使用のための研修（製造販売業者による取扱説明等も含む）を実施し，研修の記録を保存している | □ 可□ 否 |
| 保守点検計画を策定し,保守点検を実施する予定である | □ 可□ 否 |
| 添付文書等（医療機器に付属する添付文書，取扱説明書等の安全使用の情報等）を適切に保管している | □ 可□ 否 |

　（注１）必要に応じて当該装置の写真や検査実施に係る関係書類等を添付すること。

　（注２）エックス線装置以外（診療用高エネルギー放射線発生装置等）に関しては，所轄保健所に相談すること。